

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	軽自動車税賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田辺市は、軽自動車税賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

和歌山県田辺市長

公表日

令和7年12月25日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税賦課に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法等の法律に基づく、以下の軽自動車税賦課に関する事務は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。</p> <p>①軽自動車税(種別割)課税情報の照会 ②軽自動車税(種別割)の賦課事務 ③車両情報の登録・照会・管理 ④軽自動車税(種別割)の減免に関する事務</p>
③システムの名称	軽自動車税(種別割)システム、税宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名・口座情報ファイル (2)軽自動車税課税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>〔 実施する 〕</p> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項及び同法第19条第8号に基づく主務省令第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号 田辺市 市民部 税務課 電話0739-26-9919
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先	〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号 田辺市 市民部 税務課 電話0739-26-9919
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>〔 1万人以上10万人未満 〕</p> <p>＜選択肢＞</p> <ul style="list-style-type: none">1) 1,000人未満(任意実施)2) 1,000人以上1万人未満3) 1万人以上10万人未満4) 10万人以上30万人未満5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>〔 500人未満 〕</p> <p>＜選択肢＞</p> <ul style="list-style-type: none">1) 500人以上2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>〔 発生なし 〕</p> <p>＜選択肢＞</p> <ul style="list-style-type: none">1) 発生あり2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得を徹底している。また身体障害者減免申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースの入力については、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、その局面においては、複数回での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。

9. 監査			
実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検	<input type="checkbox"/> 内部監査	<input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発</p>	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
判断の根拠	マイナンバー取得については本人からの届け出によるマイナンバー取得を徹底しているほか、田辺市税システムにおいては、情報入手を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定しており、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年7月1日	I 関連情報 5 ②所属長	福榮寛	税務課長	事後	
令和1年7月1日	I 関連情報 7 請求先	〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1番地 田辺市役所 総務部税務課 電話0739-26-9919	和歌山県田辺市新屋敷町1番地 田辺市役所 総務部税務課 電話0739-26-9919	事後	
令和1年7月1日	I 関連情報 8 連絡先	〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1番地 田辺市役所 総務部税務課 電話0739-26-9919	和歌山県田辺市新屋敷町1番地 田辺市役所 総務部税務課 電話0739-26-9919	事後	
令和1年7月1日	IIしきい値判断項目 1 対象人数 時点日	平成31年3月26日 時点	令和1年6月25日 時点	事後	
令和1年7月1日	IIしきい値判断項目 2 取扱者数 人数	500人以上	500人未満	事後	
令和1年7月1日	IIしきい値判断項目 2 取扱者数 時点日	平成31年3月26日 時点	令和1年6月25日 時点	事後	
令和1年7月1日	IIIしきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	
令和1年7月1日	IVリスク対策		新規追加	事後	
令和5年10月1日	I 関連情報 3 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一16の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表第一16の項	事後	
令和5年10月1日	I 関連情報 4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 (特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 (特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和5年10月1日	I 関連情報 5 ①部署	総務部税務課	市民部税務課	事後	
令和5年10月1日	I 関連情報 7 請求先	和歌山県田辺市新屋敷町1番地 田辺市役所 総務部税務課 電話0739-26-9919	和歌山県田辺市新屋敷町1番地 田辺市役所 市民部税務課 電話0739-26-9919	事後	
令和5年10月1日	I 関連情報 8 連絡先	和歌山県田辺市新屋敷町1番地 田辺市役所 総務部税務課 電話0739-26-9919	和歌山県田辺市新屋敷町1番地 田辺市役所 市民部税務課 電話0739-26-9919	事後	
令和5年10月1日	IIしきい値判断項目 1 対象人数 時点日	令和1年6月25日 時点	令和5年10月1日 時点	事後	
令和5年10月1日	IIしきい値判断項目 2 取扱者数 時点日	令和1年6月25日 時点	令和5年10月1日 時点	事後	
令和6年5月7日	I 関連情報 7 請求先	和歌山県田辺市新屋敷町1番地 田辺市役所 市民部税務課 電話0739-26-9919	〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番 1号 田辺市 市民部 税務課 電話0739-26-9919	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月7日	I 関連情報 8 連絡先	和歌山県田辺市新屋敷町1番地 田辺市役所市民部税務課 電話0739-26-9919	〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号 田辺市 市民部 税務課 電話0739-26-9919	事後	
令和6年5月7日	II しきい値判断項目 1 対象人数 時点日	令和5年10月1日 時点	令和6年5月1日 時点	事後	
令和6年5月7日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 時点日	令和5年10月1日 時点	令和6年5月1日 時点	事後	
令和7年12月25日	I 関連情報 1 ②事務の概要	<p>地方税法等の法律に基づく、以下の軽自動車税賦課に関する事務は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。</p> <p>【申告書受付事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二輪の小型自動車については、運輸支局・自動車検査登録事務所で申告を受け付けた情報を入手する。 ・軽二輪、軽三輪、軽四輪、被牽引車両については、軽自動車検査協会事務所で申告を受け付けた情報を入手する。 ・原付、小型特殊については、市で申告を受け付ける。 ・課税保留、課税免除、減免については、市で申請を受け付ける。 <p>【賦課事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賦課期日時点で課税対象となる車両を特定し、当初賦課税額の決定を行う。 ・該当車両の納税義務者に対して納税通知書を作成し、送付する。 <p>【賦課更正事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初賦課以降に賦課期日以前の軽自動車税申告を受領した場合や、課税保留および減免の申請があった場合は、賦課した税額を変更する。納税通知書または税額変更通知書を作成し、納税義務者へ送付する。 <p>【調査通知事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡又は転出した納税義務者に対して、各種手続きを促す通知書を作成する。 	<p>地方税法等の法律に基づく、以下の軽自動車税賦課に関する事務は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①軽自動車税(種別割)課税情報の照会 ②軽自動車税(種別割)の賦課事務 ③車両情報の登録・照会・管理 ④軽自動車税(種別割)の減免に関する事務 	事後	
令和7年12月25日	I 関連情報 1 ③システムの名称	軽自動車税オンラインシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	軽自動車税(種別割)システム、税宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月25日	I 関連情報 2 特定個人情報ファイル名	(1)宛名・口座特定個人情報ファイル (2)軽自動車税特定個人情報ファイル	(1)宛名・口座情報ファイル (2)軽自動車税課税情報ファイル	事後	
令和7年12月25日	I 関連情報 3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表第一-16の項	番号法第9条第1項 別表24の項	事後	
令和7年12月25日	I 関連情報 4 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠) (第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの):27の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項及び同法第19条第8号に基づく主務省令第50条	事後	
令和7年12月25日	II しきい値判断項目 1 対象人数 時点日	令和6年5月1日 時点	令和7年12月1日 時点	事後	
令和7年12月25日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 時点日	令和6年5月1日 時点	令和7年12月1日 時点	事後	
令和7年12月25日	II しきい値判断項目 8 人手を介在させる作業		追加	事後	
令和7年12月25日	II しきい値判断項目 11 最も優先度が高いと考えられる対策		追加	事後	